

今次の防災基本計画修正における男女共同参画に係る修正箇所等

今次の防災基本計画の修正(令和2年5月29日中央防災会議決定)における、男女共同参画にかかる修正箇所等は以下のとおり。

「第1編 総則」のうち、

「第4章第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等」における、「その他の計画(開発計画, 投資計画等)」には、男女共同参画社会基本法第14条第1項に定める都道府県男女共同参画計画及び同条第3項に定める市町村男女共同参画計画を含むものとして整理。

(参考 第4章第3節の記述)

○法第38条において、国土形成計画等の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。また、法第41条において、水防計画等の防災に関する部分は、防災基本計画, 防災業務計画及び都道府県地域防災計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。このため、指定行政機関及び都道府県の防災担当部局は、防災の観点から、計画間の整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。また、その他の計画(開発計画, 投資計画等)についても、指定行政機関, 指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局は、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

「第2編各災害に共通する対策編」のうち、

(1)「第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に以下を追加

○国〔内閣府〕は、女性視点での災害対応の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局, 男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。

○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画セン

ターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(2)「第2章第2節6(3)職員の派遣」に以下を追加

○国〔内閣府〕は、女性視点での災害対応の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施するものとする。

(以上)